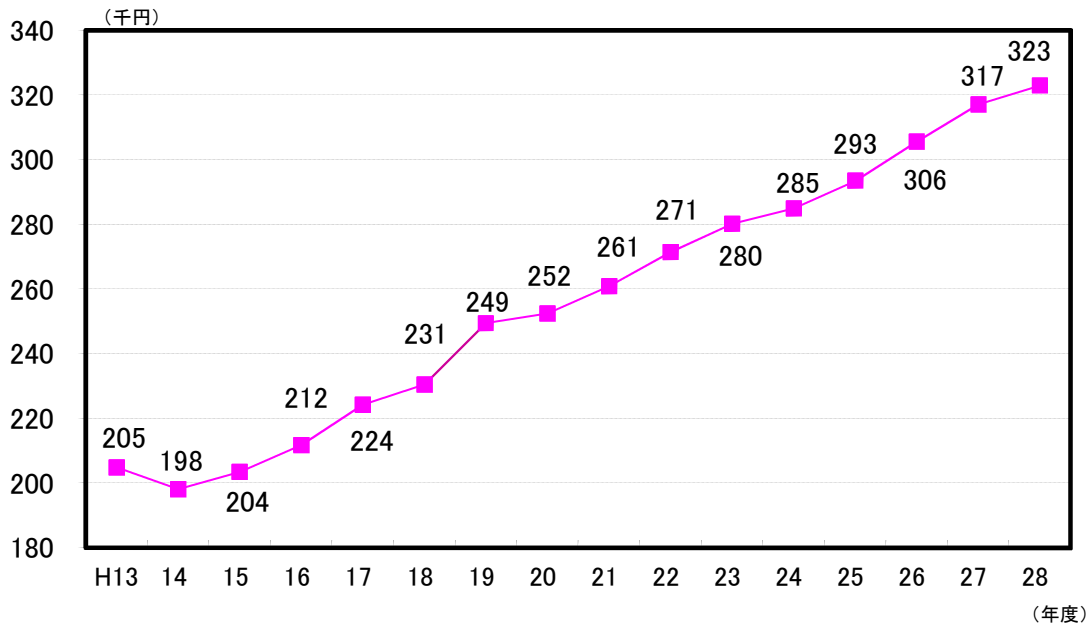


熊本県の被保険者一人当たりの診療費の推移



解 説

【概要】

平成20年4月から医療制度改正により、75歳以上の国民健康保険加入者（老人保健制度対象者）は後期高齢者医療制度に移行した。

そこで、老人保健制度を除く「被保険者一人当たりの診療費」の推移をみると、平成14年度以降、右肩上がりに増加し、平成28年度では平成14年度の1.63倍に達している。

○診療費

被保険者の疾病又は負傷に対して療養取扱機関（病院・診療所・薬局）から直接に医療という現物をもって給付した療養の給付のうち、薬剤支給額を除いたもの。

○被保険者

市町村の場合、市町村の区域内に住所を有するものは、すべて被保険者とする。ただし、次に掲げる者は除くこととされている。

- (1) 他の医療保険制度の被保険者又は組合員及びその被扶養者。

- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者。

- (3) 日本国籍を有していない者で在留資格を有しない者及び在留決定期間が1年未満の在留資格の者。

- (4) 日本国籍を有しない者で、入管法に基づき、病院又は診療所に入院し疾病又は傷害について医療を受ける活動を行う者及び当該入院の前後に当該疾病又は傷害について継続して医療を受ける活動を行う者並びにこれらの者の日常生活上の世話をする活動を行う者（(3)に該当する者を除く）。

- (5) 日本国籍を有しない者で外国人登録を受けていない者。

- (6) その他の特別の事由がある者で、市町村の条例で定める者。

○受診件数

診療（調剤）報酬明細（レセプト）の枚数をいい、毎月支給（審査決定）された件数の総数。

○喫煙率

（毎日吸っている＋時々吸う日がある）÷20歳以上人口×100

資 料 出 所	調 査 期 日	調査周期
*1、*2、*2「国民健康保険事業年報」 厚生労働省	平成28年度	毎年
*3「喫煙率」 国立研究開発法人 国立がん研究センター	平成25年	3年

※「喫煙率」について、平成28年は熊本地震により熊本県のデータを含まないため平成25年データを掲載。